



11月25日東京都労働委員会

救済申立受理

JR東日本が行う不当労働行為の実例

2021年12月 田町運転区・林分会長信任直後の強制配置転換

事実経過



この間の経過	
10月 8日	第3回分会大会を開催し、林分会長が信任される
11月 16日	ジョブローテーションの懲憑が行われる
11月 30日	異動の撤回を求めた団体交渉を行う。対立にて終了
12月 1日	大田運輸区、本線乗務員として強制配置転換

※林分会長は、乗務経験が豊富であり、かつ乗務線区（主に東海道線・横須賀線）を熟知しているいわば線区のスペシャリストともいえる存在として、乗務員の指導・育成を担う指導担当として従事していました。組合員は当然ですが、労働組合未加入者も含め、職場の誰もが認める指導担当でした。林分会長が突如懲憑された際の面談で「引き続き、田町運転区指導員として後輩育成を希望している」「他職場への異動は希望していない」ことを伝えましたが「一般論として、環境を変えることで成長する」と、林分会長の田町運転区での実績を加味せず、異動そのものを目的とした内容でした。

多くの不利益が！まさに不当労働行為だ！

①組合活動への不利益

- ・田町運転区分会規約において、役員任期は1年です。
- ・信任直後また任期途中での分会長への異動は、労働組合軽視の現われです。
- ・組合活動に支障が出るばかりか組合加入や、活動参加への意思の萎縮、組合活動一般に対して制約的効果がおよび、組合員の不利益につながります！
- ・人事権を濫用した干渉行為、労働組合への支配介入です！
- ・実際に2021年12月1日から2022年2月まで分会長不在となり「臨時大会を開催し新たな分会長を選出せざるを得なかった」など、団結権の侵害です！

②労働者代表選挙への

立候補者への不利益扱い

- ・2021年2月に実施された代表選挙に立候補しているが、立候補した者への強制配置転換は不利益扱いであり労基法違反です。
- ・今回の異動に対しての理由を明確にせず強制配置転換を行うことは「『労働者代表選挙に立候補した分会長である』ことが異動理由の1つである」と考える社員が多くいます！
- ・ジョブローテーションの名のもと、本人の意向や異動の必要性を無視し、労働組合敵視の恣意的な異動を行っていると言えます！

③異動における

正当な理由の欠如及び労働に対する過小評価

- ・「異動理由を分かれば説明したいが、今までもない。通常転勤」「俺が決めたんじゃない」などと、異動の必要性、及び林分会長を社員として成長させるための明確な理由を現場長は述べていません！
- ・長年の経験を通じての後輩乗務員の指導・育成という観点から、指導員から担当線区以外の他職場の本線運転士になることは、田町運転区にとっても林分会長にとっても、安全の向上や乗務員育成の必要性、個人のスキルアップから見ても整合性が取れる異動ではありません！

労働組合への嫌悪感から、異動させることだけを目的にし差別を行うことは**支配介入**です！

また、理由ならざる理由での異動は**労働に対する過小評価にあたる不当労働行為**です！